

教育職員免許状の修得について

1. 修得できる免許状

免許状の種類・・・高等学校教諭一種免許状

免許教科・・・・・・・・商業

2. 免許状修得のための所要単位数

※網掛けは、履修上限単位数及び最低修得単位数に含まれない。

科目	授業科目名	単位	必修・選択	標準履修年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	商業の関係科目（下記の履修方法により修得すること。）	1 2	選択必修 （3年次終了時までには必ず修得すること）		
		1 6	選択		
	職業指導 ☆	4	必修 （3年次終了時までには必ず修得すること）	2・3	昼間コースと合同
	商業教科教育法 ☆	4		3	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理（教育課程の意義及び編成の方法の内容を含む。）☆	2	必修 （3年次終了時までには必ず修得すること）	1	昼間コースの教養教育課程（文教地区）で提供される科目を履修
	教育社会・制度論 ☆	2		1	
	教育心理学 ☆	2		1	
	特別な支援を必要とする子どもの理解 ☆	2		1	
	教育職業論 ☆	2		2・3	昼間コースと合同
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ☆	2	必修 （3年次終了時までには必ず修得すること）	2	昼間コースの教養教育課程（文教地区）で提供される科目を履修
	教育方法・技術論 ☆	1		2	
	ICT 活用の理論と実践 ☆	1		2	
	生徒・進路指導論 ☆	2		2	
	教育相談 ☆	2		2	
教育実践に関する科目	事前・事後指導 ☆	1	必修 （4年次に履修）	4	昼間コースと合同 教育実習前後に実施
	教育実習 ☆	2		4	教育実習校で実習
	教職実践演習（高等学校）☆	2		4	後期に教育学部、経済学部、及び実習協力校で実施
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	必修	1	
	健康・スポーツ科学	2		1	
	英語ビジネスコミュニケーション I	2		2・3	
	情報基礎	2		1	
合 計		6 7			

3. 履修方法

(1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」

- ① 「商業の関係科目」のうち選択必修の12単位は、以下23科目の中から、3年次終了時までには修得しなければなりません。

経済学A, 経済学B, 簿記, 経営学, 統計学Ⅰ, 統計学Ⅱ, 経済政策A, 経済政策B, 財政学A, 財政学B, 金融論Ⅰ, 日本経済史Ⅰ, 日本経済史Ⅱ, 経営管理論, 財務会計論Ⅰ, 財務会計論Ⅱ, 原価計算論Ⅰ, 原価計算論Ⅱ, 国際関係論Ⅰ, 国際関係論Ⅱ, 憲法, 民法Ⅰ, 民法Ⅱ

- ② 「商業の関係科目」のうち選択の16単位は、①の授業科目及び以下の21科目の中から修得しなければなりません。

計量経済学Ⅰ, 計量経済学Ⅱ, 労働経済学, 産業構造論, 地域経済論, 金融システム論, 銀行論, 保険論, 経営史Ⅰ, 経営史Ⅱ, 経営組織論, 経営戦略論, 労務管理論, オペレーションズ・リサーチⅠ, 経営情報論, 世界経済論, 国際金融論, 英語ビジネスコミュニケーションⅠ, 異文化コミュニケーション論, 商法Ⅰ, 商法Ⅱ

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」

- ① 昼間コースの教養教育課程(文教地区)で提供される科目の履修については、通常の履修登録とは別に申し込みが必要ですので、掲示に注意すること。

② 教育実習及び事前・事後指導について

- イ. 教育実習は2単位(90時間)の実習科目として、教育実習協力校で2週間教育実習を行います。
ロ. 事前・事後指導は1単位(45時間)の実習科目です。
ハ. 教育実習及び事前・事後指導を受講するには、「2. 免許状修得のための所要単位数」の「必修・選択」欄で指示した3年次までに修得するべき単位数をすべて修得しておかなければなりません。

③ 教職実践演習について

- イ. 教職実践演習は2単位(30時間)の実習科目として、4年時後期に教育学部, 経済学部及び教育実習協力校で実施されます。
ロ. 教職実践演習履修の準備として、各教職科目履修終了後に教員が評価し、学生自身が自己評価を記入する「履修カルテ」を作成しなければなりません。

(3) 「免許法施行規則第66条の6に定める科目」

- ① 夜間主コースで提供される教養教育科目の「**日本国憲法**」, 「**健康・スポーツ科学**」, 「**情報基礎**」を必ず修得しなければなりません。
② 専門教育科目の「**英語ビジネスコミュニケーションⅠ**」を必ず修得しなければなりません。

(4) 修得単位の扱いについて

「2. 免許状修得のための所要単位数」の科目一覧で、科目名の直後に☆を付した科目は、履修上限単位数及び最低修得単位数に算入しません。

4. その他

- (1) 教育職員免許状の修得希望者は、3月末及び4月末に開催する説明会のいずれかに必ず参加し、受講申込書を提出した上で、履修を開始して下さい。
(2) 昼間の授業科目を履修することが必須ですので、履修希望者は職場の上司等とよく相談の上、受講するようにして下さい。
(3) 日本商工会議所が実施する簿記検定試験2級を修得して下さい。
(4) 教育実習を受講するまでに、コンピュータの操作に習熟しておいて下さい。